

墨田区シルバーピア条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(募集の方法)</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2 区長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する者に対しては、公募によらないでシルバーピアの使用を許可することができる。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>〔略〕</p> <p>現にシルバーピアを使用している者（以下この号において「既存使用者」という。）の同居者の人数に変動があったこと、又は既存使用者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、区長が使用者を募集しようとしているシルバーピアを当該既存使用者が使用することが適切であること。</p> <p>〔略〕</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 区長は、特に必要があると認めるときは、第1項第1号に準ずる状態にある者であつて、他の要件をすべて満たすものを、シルバーピアを使用することのできる者とすることができる。</p> <p>(使用者の資格の特例)</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同法第5条第1項第1号の災害により滅失した住宅に居住し</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>〔略〕</p> <p>現にシルバーピアを使用している者（以下この号において「既存使用者」という。）の同居者の人数に変動があったこと又は既存使用者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、区長が使用者を募集しようとしているシルバーピアを当該既存使用者が使用することが適切であること。</p> <p>〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 区長は、特に必要があると認めるときは、第1項第1号に準じる状態にある者であつて、他の要件をすべて満たすものを、シルバーピアを使用することのできる者とすることができる。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同法第5条第1項第1号の災害により滅失した住宅に居住し</p>

<p>ていた者並びに当該住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業並びに被災市街地復興特別措置法施行規則（平成7年建設省令第2号）第18条に規定する市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となった者については、当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、前条第1項第1号（同条第5項に規定する<u>準ずる</u>状態にある者を含む。）及び第3号に掲げる要件を満たしている者を同項各号に掲げる要件を満たしている者とみなす。 （使用料の減免等）</p> <p>第12条 〔略〕</p> <p>2 前項に定めるもののほか、区長は、規則で定める事由に該当するときは、<u>使用料を減額することができる。</u></p> <p>3 前2項の使用料の減免の額及び期間並びに徴収猶予の期間は、規則で定める。</p> <p>4 使用者は、第1項又は第2項の規定により使用料の減免又は徴収猶予を受けようとするときは、区長に申請しなければならない。</p> <p>5 保証金の減免及び徴収猶予については、前各項の規定を準用する。 （収入超過者の使用料）</p> <p>第27条 〔略〕</p> <p>2 第12条第1項から第4項までの規定は、前項の使用料について準用する。 （高額所得者の使用料等）</p> <p>第30条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第12条第1項から第4項までの規定は、第1項に規定する使用料又は前項に規定する金銭について準用する。</p>	<p>ていた者並びに当該住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業並びに被災市街地復興特別措置法施行規則（平成7年建設省令第2号）第18条に規定する市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となった者については、当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、前条第1項第1号（同条第5項に規定する<u>準じる</u>状態にある者を含む。）及び第3号に掲げる要件を満たしている者を同項各号に掲げる要件を満たしている者とみなす。 〔同左〕</p> <p>第12条 〔略〕 〔新設〕</p> <p>2 前項の使用料の減免の額及び期間並びに徴収猶予の期間は、規則で定める。</p> <p>3 使用者は、第1項の規定により使用料の減免又は徴収猶予を受けようとするときは、区長に申請しなければならない。</p> <p>4 保証金の減免及び徴収猶予については、<u>前3項の規定を準用する。</u> 〔同左〕</p> <p>第27条 〔略〕</p> <p>2 第12条第1項から第3項までの規定は、前項の使用料について準用する。 〔同左〕</p> <p>第30条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第12条第1項から第3項までの規定は、第1項に規定する使用料又は前項に規定する金銭について準用する。</p>
--	---

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。